



## 👁️👁️ みどころ

小林正樹監督の『人間の条件』全6部作は9時間31分の壮大な人間ドラマだったが、1983年に公開された4時間37分の本作も精魂傾けたもの。当時の貴重なニュース映像を交えながら、小林監督が紡ぎあげた東京裁判のドラマは必見！

もっとも、立場によって東京裁判の見方はさまざまだから、「これが正しく、あれは間違い」と断ずるのはダメ。しかして、本作は2年余にわたった東京裁判の全貌をいかに・・・？

2019年夏の今は、本作から36年、終戦から74年となり、昭和から平成へ更に令和へと移行した。したがって、1983年公開の本作における東京裁判の評価を固定的に考えるのは危険。国内外の情勢が変わり、日本国憲法（とりわけ第9条）をめぐる状況も変わっている今、新たな視点で本作を鑑賞し、しっかり東京裁判の評価を考えたい。

— \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \*

## ■□■こりゃ必見！4K デジタルリマスター版に感謝！■□■

本作は1983年に公開された、277分（4時間37分）という超大作のドキュメンタリー映画。しかし、1979年に独立して自分の事務所を持ち、メチャ忙しい弁護士生活を送っていた私にはそんな映画の情報を得る余裕は全くなかったため、公開当時は全く知らなかった。そんな大作が36年ぶりに4K デジタルリマスター版で公開されると聞くと、今や弁護士業より映画評論家業がメインになっている私には必見！8月6日の広島への原爆投下、8月9日の長崎への原爆投下、そして8月15日の終戦記念日にかけては、

いつも「あの戦争」を考えるのが習性になっている私には、格好のネタだ。新聞紙評でも「大戦と世界平和なお問う」「判決出たがなにもかも終わっていない」（8月10日付朝日新聞）等と注目されているうえ、キネマ旬報の「文化映画紹介」では8月上旬、8月下旬号で連続して本作を紹介している。

私は、小林正樹監督の『人間の条件』全6作（59～61年）（計9時間31分）は数回観たが、本作ははじめて。本作のパンフレットには、上野昂志氏（評論家）の「これぞ、いま見るべき映画 小林正樹監督作品『東京裁判』」、栗原俊雄氏（毎日新聞学芸部記者／近現代史・論壇担当）の「ドキュメンタリー映画「東京裁判」現代でこそ輝くその価値」があるが、まさにその通り。東京裁判を描いた名作には『プライド・運命の瞬間』（98年）があるが、これは東條英機に焦点を当てたものだった。それに対して、本作はまさに東京裁判そのもの（の問題点）に真正面から焦点を当てた大作だ。8月12日の観客席はほぼ9割の入り。もっとも、観客は年配者ばかりで、若者が一人もいないのはこの手の映画いつもの光景だが、休憩を挟んで4時間37分の上映中、私は居眠りをすることなくずっとスクリーンを凝視！4K デジタルリマスター版に感謝。

## ■東京裁判の開始は極東国際軍事裁判所条例の布告から！■

本作導入部では、日本、ドイツ、イタリアの枢軸国に対する「連合国」であるアメリカ、イギリス、中華民国による日本への降伏要求たる“ポツダム宣言”が発表される姿をメインとして、日本が無条件降伏に至る姿が当時の貴重な映像の中で描かれていく。それらの映像の中には、近時のNHKのBS放送によるスペシャル番組で見慣れたものもあるが、本作導入部での圧巻は、いわゆる天皇陛下の生の声による終戦の詔勅。この、いわゆる「玉音放送」は約5分間にわたるものだが、「耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び」のくだりはよく知られているものの、全文を読んだことのある人は少ないはず。当時の言葉づかいで書かれている上、今ではめったに使われない難しい単語も多いから、それを理解するのは難しいが、本作ではそれをじっくりと！

連合国軍最高司令官として厚木に降り立ったマッカーサー元帥は、①軍事力の粉砕、②戦争犯罪人の処罰、③代表制に基づく政治形態の確立、という「3大政策」の中で、特に「戦争犯罪人の処罰」を早急に実施することを命じた。そのため、1946年1月22日、極東国際軍事裁判所条例が布告され、戦争責任のある主要戦犯を審理することが決定された。これが「東京裁判」の開始である。そして、昭和天皇45回目の誕生日にあたる同年4月29日、それまで日本を支配した指導者100名以上の戦犯容疑者の中から、太平洋戦争開戦時の首相・東條英機をはじめとする28名が被告に指名された。裁判長にはオーストラリア代表のウィリアム・F・ウェブ卿が指名され、5月3日、第1回公判期日が開始された。

東京裁判での最大の論点は天皇陛下の戦争責任の有無だが、それをめぐっては、天皇の

責任追及を避けたいと考えていたマッカーサー元帥と、戦争も残虐行為もすべて天皇の責任によるものだと考えていたウィリアム裁判長の対立が顕著になるので、それに注目！

## ■□■28名の被告の罪状認否（アラインメント）は？■□■

日本では、1946年1月3日に、明治憲法に代わる新たな日本国憲法が公布され、それに伴って、刑事訴訟法も戦前の大陸風のものから欧米風のものに大転換された。私が司法試験合格後に勉強した刑事訴訟法はもちろんその戦後のもので、そこでは①糾問主義から弾劾主義へ、②職権主義から当事者主義へ、等の大原則が貫かれるとともに、適正手続、実体的真実主義等の新概念がキーワードになった。その結果、新刑事訴訟法では起訴状朗読に続く、被告人による有罪無罪の答弁＝（罪状認否）＝アラインメントの新制度がつくられた。

東京裁判ではこのアラインメントがはじめて適用されたから、それまでそんな制度を全く知らなかった28名の被告人はもとより、その弁護士となった日本人弁護士はおおいに戸惑ったはずだ。結果的に28名の被告人は全員「無罪の答弁」をしたが、「朗読された起訴状に対し、有罪か無罪かだけを答えろ」と言われても・・・？当時の被告人たちはそう困惑したことだろう。そのため、「無罪の答弁」をすることを潔しとしない何名かは、弁護士からそのように強く説得された結果、無罪と答えた被告人もいたようだ。

## ■□■戦勝国に被告人たちを裁く権利はあるの？■□■

罪状認否の手続きが終わると、東條英機の弁護士・清瀬一郎弁護士は、ポツダム宣言後に制定した「平和に対する罪」と「人道に対する罪」は罪刑法定主義（法律がなければ犯罪はなし）と法律不遡及の原則に違反しているから、当法廷に被告人たちを裁く権利はないと、異議を申し立てた。まさにその通りで、私はこの論点に大いに興味があるが、東京裁判でのこの論点の審議は如何に？

それに続いて、5人のアメリカ弁護人のひとりファーネスも、真に公正な裁判を行うのなら、戦争に関係ない中立国の代表によって行われるべきであると訴え、さらに、ブレイクニーは、「戦争は犯罪ではない」、「国家行為である戦争の個人責任を問うことは法的に誤りである」と主張した。彼は続いて、「キッド提督の死が真珠湾爆撃による殺人罪にあたるならば、我々はヒロシマに原爆を投下した者の名を挙げるができる」、さらに「原爆を投下した者がいる、この投下を計画し、その実行を命じ、それを黙認した者がいる。その人たちが裁いている」とまで訴えた。

ところが、この論点については速記録に記されることもないままウェブ裁判長は「個人を罰しなければ、国際犯罪を実効的に阻止できない」として却下してしまったそうだから、アレレ・・・。

## ■□■冒頭陳述と各段階におけるその立証は？■□■

1946年6月4日にキーマン検事による冒頭陳述が行われた後、約17年間にわたる日本の「平和に対する罪」「人道に対する罪」などについて、「満州段階」「中国段階」「日独伊段階」「太平洋戦争段階」「残虐行為段階」など、検事団が定めた各段階に区分して検事側の立証が進められた。そこでは膨大な物証と書証、そしてあらゆる階層の人々が“歴史の証人”として法廷に立ち、検事側、弁護側双方の尋問にさらされたが、さて、そのこの意味は？

ちなみに、東京裁判はA級戦犯を裁くものだが、B級・C級戦犯を裁いた映画『私は貝になりたい』（1959年版『シネマ43』340頁）、（2008年版『シネマ21』208頁）を観れば、その証人尋問や被告人質問がいかにも馬鹿げたものであったかがよくわかる。それに比べると、本作にみる証人尋問の姿はそれなりに「しっかりしたもの」だが、ホントにそこから歴史上の真実が見えてくるの？後に述べるように、インドのパール判事を含むものの、基本的に勝戦国で構成された11名の判事団の結論が、もし最初から決まっていたとすれば、東京裁判の大きな部分を占めた「各段階における立証」はどこまで意味を持っていたの？

そんな疑問もあるが、本作で描かれる各段階での戦争に向けた日本の動きは興味深いので、それをじっくり観賞したい。

## ■□■板垣征四郎と武藤章証言に注目！しかし、石原莞爾は？■□■

1941年12月8日の真珠湾攻撃によって対米戦争に突入した後の日本のリーダーは東條英機一色になってしまったが、1931年9月18日の満州事変当時の陸軍のリーダーは、関東軍参謀だった板垣征四郎と石原莞爾。満州国建国も彼らが描いた筋書きだ。また、武藤章は1937年の盧溝橋事件の際の参謀本部作戦課長だった人物だ。したがって、日本軍の中国大陸への侵攻については、東京裁判での板垣征四郎証言と武藤章証言に注目したいが、なぜ石原莞爾は被告にされていないの？

その理由は別途詳しく説明されているが、石原自身は「自分が裁かれないのはおかしい」と東京裁判を批判していたようだ。ちなみに、私は日本の中国大陸への進出（侵略？）を正当化するつもりはないが、19世紀末から20世紀にかけて始まった、西欧列強による日本を含むアジアへの植民地政策が最大の問題であったとすれば、アジア唯一の先進国だった日本が健気にも（？）頑張ってそれに対抗し、日清戦争と日露戦争を戦って勝利し、以降、中国大陸への進出、満州国の建国を、五族協和の理想のもとに進めたことはある意味で正当！そう考えている。結果として、五族協和が美名に過ぎなかったことは東京裁判によって明らかになったが、所詮歴史は常に勝者がつくるもの。したがって、さて、本当の真実とは？

ちなみに、満州事変当時に関東軍参謀としてならした石原莞爾は、東條英機とは全くソリの合わない天才肌の人物だったそうだが、それも含めてその人物像は興味深く、より解明されなければならないと私は思っている。

## ■□■東條英機証言による天皇の戦争責任を巡る混乱に注目！■□■

『ブライド・運命の瞬間』(98年)は、A級戦犯・東條英機に焦点を当てた映画。そして、『明日への遺言』(08年)は、B級戦犯とされた岡田資中将に焦点を当てた映画だった(『シネマ18』243頁)。したがって、両者とも、主人公が歴史上果たした役割のみならず、傍聴席に座る家族とのつながりを含めて、その人物像が(美しく)描かれていた。しかし、本作では、東條英機証言の失言によって、天皇陛下の戦争責任を巡る大問題が発生するので、それに注目！

その失言とは、1947年12月26日に証言台に立った東條が「この戦争は自衛であり、国際法には違反しない」として、勝者が敗者を裁くことの非を訴えつつ、敗戦そのものの責任は開戦時の総理大臣であった自分にあると証言したにもかかわらず、12月31日のキーナン検事の反対尋問に対して、「日本臣民は、陛下のご意志に反してかれこれすることはありえません」と答えたものだ。この証言のように、日本国民の行為が天皇の意志に従ったものなら、戦争も天皇の意志だったということになってしまうから、さあ大変だ。

マッカーサー元帥とキーナン首席検事は天皇の戦争責任を追究しない方針だったが、ウェッブ裁判長はそれを追及すべきと考えていた。そのため、この東條証言を聞き、これで天皇の責任追究の根拠が見つかったと考えたウェッブ裁判長は、「ただいまの回答がどういうことを示唆するかわかりますね」と念を押したから、キーナンが慌てたのは当然だ。そのため、キーナンは元日を休廷とし、その間にあらゆる人脈を使って工作をし、翌1948年1月6日の尋問で、東條は前言について「それはあくまでも自身の感情であり、責任問題とは別である」「開戦は天皇の意思に反したかもしれないが、自分ら責任者の進言によってしぶしぶ御同意になったというのが事実である」「最後の瞬間に至るまで平和のご希望を持っておられていた」と証言(訂正)し、これによってどうやら事なきを得たらしい。そこらあたりの事実関係については、パンフレットにある上野昂志氏(評論家)の「これぞ、今見るべき映画 小林正樹監督作品『東京裁判』」にも詳しく書かれているので、参考にした。

東京裁判の東條英機証言をめぐるこのような経過を知れば、東京裁判での被告の選定や、天皇陛下の戦争責任についてのやり取りは、かなり“いい加減なものだった”ことがあらためて見えてくるはずだ。

## ■□■1週間にわたる判決言い渡しは？少数意見の朗読は？■□■

1946年5月3日に始まった東京裁判は、2年余の審理を経て、1948年4月15

日に結審。その7カ月後の11月4日、10章にわたる膨大な判決文が1週間にわたって読み上げられた。28名の被告中、裁判中に死亡した元外務大臣・松岡洋右と元海軍元帥・永野修身、病気で免訴となった大川周明の3名以外は全員有罪。東條英機、土肥原賢二、松井石根、武藤章、板垣征四郎、広田弘毅、木村兵太郎の7名が絞首刑、他18名が終身刑もしくは有期刑とされた。そして、12月23日に絞首刑が執行された。

判決内容には弁護側の主張がほとんど採り入れられていなかったばかりか、判事団の中に5名の少数意見があった事を知った弁護団がその内容も朗読すべきと訴えたが、それも退けられた。なお、5名の中には、この裁判そのものの違法性と非合理性を指摘したインドのビノード・パルがいた。被告全員の無罪を主張した彼は、「パル判決書」と呼ばれる膨大な意見書を提出したが、法廷内で公表されることはなかったようだ。

## ■本作ラストに見る問題提起は？今日的それは？■

私は、NHKのBSスペシャルでたびたび放送されている『映像の世紀』のような番組が大好きで、いつも見ている。東京裁判をテーマにした本作では、東京裁判の進行に合わせて、当時の世界情勢、日本情勢を伝える貴重なニュース映像が流されるので、両者を併せて見れば大いに勉強になる。しかし、あくまで本作は小林正樹監督が1983年の時点で東京裁判を振り返って4時間37分の映像にまとめたもの。そして、世界や日本の動きはその時点でストップするものではない。つまり、東京裁判の見方やその評価はその時点時点で変わっていくものだから、1983年当時における本作の見方、評価が今日そのまま通用するものでないのは当然だ。

また、本作は4Kデジタルリマスター版で、1983年当時の映像に今日的修正を加えたものではないから、1983年当時は常識だったにもかかわらず、今では大きく価値観が変わったものもある。その最たるものは、日本国憲法、とりわけその9条をめぐる日本人の考え方だ。日本国憲法は、ドイツの戦争犯罪を裁くニュルンベルク裁判が終結した1946年10月1日直後の11月3日に公布された（施行は1947年5月3日）が、それは同時に東京裁判の進行中でもあった。明治憲法の下で、天皇の統帥権を前提として大日本帝国の進路を考え軍国主義化を進めてきた、東京裁判における多くの被告たちが、この憲法の変化に困惑したのは当然だ。しかして、1983年当時の日本国憲法、とりわけ第9条の定着状況と、2019年夏の時点でのそれは・・・？

そんなことを考えながら、本作ラストに見る1983年当時の問題提起をしっかりと考えたい。

2019（令和元）年8月23日記